

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
S D W A N ル ー タ の 器 材 検 証 等 に 伴 う 技 術 支 援 役 務	防衛大臣承認	
	作 成	令和7年9月9日
	変 更	
	作成部隊等名	西部方面総監部防衛部 システム通信課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊西部方面総監部が実施するSDWANルータの器材検証等に伴う技術支援役務について、必要な事項を規定する。

2 役務の概要

2.1 全 般

官側が準備するSDWANルータの技術支援、同器材の操作要領について検証参加隊員への教育並びに同器材操作マニュアルを提出する。

2.2 役務の内容

2.2.1 SDWANルータの技術支援

- a) 検証のための通信設計への協力
- b) SDWANルータを介した検証回線の構成については、SDWANルータを基準としてWAN側を官が構成、LAN側を民が構成
- c) SDWANルータの器材操作・設定に関する事項
- d) SDWANルータを介した通信速度の測定に関する事項

2.2.2 SDWANルータの操作教育

- a) 検証間及び検証終了後、SDWANルータの器材操作、CLI設定及びGUIによる回線監視・制御要領について検証参加隊員へ教育する。
- b) 事業者側が本役務契約で設定するSDWANのコンフィグ情報については、官側へ提出する。
提出要領・時期は、別途調整

2.2.3 SDWANルータの器材操作マニュアルの提出

- a) SDWANルータの器材操作・設定及びGUIによる回線監視・制御要領に関するマニュアルを提出する。また、その提出にあたり、マニュアルの内容について官側の了解を得るものとする。
- b) 提出要領・時期は、契約後、別途調整

2.2.4 その他

契約事業者側で本役務の内容に加えて、官側に有益と考えられる追加器材の接続を提案し、官側の許可を得て検証に係る通信設計に追加する事ができるものとする

3 役務期間、役務要員数及び役務場所等

3.1 役務期間、役務要員数及び役務場所

細部は調達要領指定書によって指定する。

3.2 その他

契約業者は、落札後速やかに官側と当該役務に必要な事項を調整し、検証のための通信設計及びSDWANルータの検証回線の構成に必要な細部調整を行うものとする。

4 官側が準備する通信機器

- | | | |
|-----|---------------------------------|-----|
| 4.1 | SDWANルータ JDCFTGSDWR60F (日本デジコム) | 2式 |
| 4.2 | LTEモバイルルータ uM310R (NEC) | 必要数 |
| 4.3 | VPN構築用ルータ WA2511E-ML02 (NEC) | 必要数 |
| 4.4 | LANケーブル (CAT5E) | 必要数 |

5 その他の指示

5.1 秘密保全

契約の相手方は、この契約の履行によって直接または間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。

5.2 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、次の事項について官側の認める場合、無償で官側の支援を受けることができる。

なお、支援の申請は、契約の相手方が希望するおおむね1週間前を基準として行うものとし、官側設備などを使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を受けて使用するものとする。

- 5.2.1 部隊等の入出門及び立入の申請受付・許可などに関する事項
- 5.2.2 試験など契約の相手方自身で実施することができず、官側の支援が必要な事項
- 5.2.3 官側の保有する施設、設備、機器などの使用及び操作に関する事項
- 5.2.4 その他官側が契約履行に必要と認めた事項

5.3 不具合などの処理

本役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに官側の指示を受けるものとする。

5.4 仕様書に関する疑義

- 5.4.1 仕様書に関する疑義は、担当官に申し出て、その指示を受けるものとする。
- 5.4.2 陸上自衛隊西部方面総監部防衛部システム通信課

TEL 096-368-5111

官側担当官 野外通信運用幹部 (内線2655)

調達要領指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	5 S 2 G 1 A L 0 1 7 4
	調 達 要 求 年 月 日	令和7年9月9日
	作 成 部 課	西部方面総監部防衛部システム通信課
	作 成 年 月 日	令和7年9月9日

品 名	SDWANルータの器材検証等に伴う技術支援役務
-----	-------------------------

仕 様 書 番 号	
-----------	--

指定事項 :

3 3.1 役務期間、役務要員数及び役務場所

番号	役務期間	役務要員数	役務場所
1	令和7年10月6日(月)～10月8日(水) (0900～1700(基準))	4人/日	陸上自衛隊健軍駐屯地 (細部は別示。)
2	令和7年10月23日(木)～10月26日(日) (0900～1900(基準)。その他、期間中 合計17時間の夜間作業(1900～0900 (基準)有り。)	4人/日 (健軍2人、瀬 戸内2人)	陸上自衛隊健軍駐屯地及び 瀬戸内分屯地(細部は別示。)